

## 金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

- 厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき
  - 長時間労働削減の指導をすること。
  - 早朝出勤を含めた賃金不払い残業や自主勉強会に名を借りた休日や就業時間外の研修、早朝清掃や制服の着替え等を労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう監督・指導を強化すること。
  - 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
- パワハラやマタハラ等すべてのハラスメントをなくすとともに、メンタルヘルス対策と休職者に対する丁寧な職場復帰策を講じるよう指導すること。
- ストレスチェックの実施にあたり、個人情報保護し人事考課等に反映させないよう指導すること。
- 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。
- 役職定年制・専任行員制度など、同じ勤務形態・職務内容でありながら「高齢」であることのみを理由とした労働条件の切り下げについて、実態を把握したうえで是正されること。
- 昨年4月から義務化された「無期雇用への転換」についてさらに啓蒙活動を強化すること。

以上



大津財務事務所への要請

# 労働実態改善・金融行政などで要請行動

## 滋賀労働局・大津労働基準監督署

## 近畿財務局大津財務事務所・滋賀県銀行協会

**制服の着替え等を労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう監督・指導を要請**

金融労連本部、金融労連近畿地協と連携して、今年度も監督官庁などに対する要請行動を行いました。要請先の都合などもあり滋賀労働局・大津労働基準監督署は12月11日、近畿財務局大津財務事務所には12月24日に、滋賀県銀行協会には11月28日に訪問しました。なお、金融労連本部では、12月13日に厚生労働省、金融庁、各業界団体に対する要請行動が行われました。滋賀県においては、金融労連本部、滋賀銀行従業員組合、全国金融産業労働組合近畿支部滋賀分会の三者の連名による要請を行いました。

滋賀労働局と大津労働基準監督署への申し入れは、合同庁舎に移転されて以降は同じ会場で同時要請となっています。非常に関連が強い制度です。とりわけ、通常残業、深夜残業、休日残業の労働時間は同じ会場で同時要請となつており、「高度プロフェッショナル制度」は、金融機関と

多くの問題含む「働き方改革関連法」の申し入れは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2018年7月に成立しました。この「働き方改革関連法」は多くの問題点を含んでおり、「高度プロフェッショナル制度」は、金融機関と



滋賀労働局・大津労基局への要請

他なりません。それだけでなくとも人員削減による長時間過密労働がまん延しているのが金融職場の実態です。

### 過度な営業推進がパワハラや健康被害

さらに、金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課と連動することや、パワハラなどのハラスメント被害も後を絶たず、職員の健康が心身両面から損なわれています。本来、各企業の労働安全衛生委員会はそうした職場環境の改善に向け取り組みを強化して、実態は形骸化しているとも言われています。経営として無策や不作為が、結果として様々な事情から休職や離職をする職員を増加させるなど状況をますます悪化させています。

### 再雇用者の労働条件改善、真の均等待遇を

労働力不足から一部で従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も出てきています。しかし、労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされるなど問題が多いのも事実です。また、「同一労働同一賃金」と言われていますが、非正規労働者の処遇改善の進み具合は不十分と言わざるを得ません。本当の意味で、均衡待遇を実現することが労働者の勤務意欲を高めることに資するものと考えられます。金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に（枠内の）6項目事項について監督・指導を強めたいと要請しました。

### 地域経済の再生こそ日本経済の再生

2019年12月24日

滋賀銀行従業員組合  
近畿金融産業労働組合  
滋賀支部滋賀分会  
分會長 高橋 浩一

当面の「金融行政」に対する要請

日頃の金融行政へのご協力に敬意を表します。地域経済の発展と金融機関の業績向上がより密接な関係となるなかで、国は地方銀行の再編を促すように独立禁止法の特例法を衆議院に提出する予定をされています。しかし、新自由主義に基づく市場原理主義のなかで中小企業が大企業と同等に競争するには無理があります。地域内に根を下ろす中小企業・零細業者を中心とした地域経済を築き上げるには「日本経済の再生」は不可欠であり、大企業でなく「中小企業・零細業者」の発展が不可欠です。政府は「一億総活躍」の一環として「金融機関の再生」を掲げ、金融機関の再生を促すこととされています。金融機関の再生は、「生産性向上」が最優先であり、本来あるべき地域金融機関の役割を果たしているのを感じています。また、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」は、私たちの主張が反映されたものです。しかし、各企業で実践している不平等な慣行、実態はその主旨の通りに進んでいないことは非常に残念であり、本会の「顧客本位」に向け業務のさらなる指導強化が必要です。一億の不正融資問題や投資信託など金融リスク商品の高価格・高手数料は、労働者に対する人権侵害と見なすことができます。また、金融機関の再生は、「生産性向上」が最優先であり、本来あるべき地域金融機関の役割を果たしているのを感じています。つきましては、貴局（事務局）に対し次の通り要請するとともに、本会にも意見具申されるようお願いいたします。

記

- 地域金融機関の再編・統合を促進するための独立禁止法の特例法を衆議院へ提出しないこと。
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、リスク商品やカードローンなどの推進については、地域金融機関に対して目標設定をしないよう指導すること。
- 再編を促した統合により名前や組織形態を変えて地域金融機関が存続し続けること、地域経済の再生に貢献する保証はありませぬ。地域金融機関の再生は、「生産性向上」が最優先であり、本来あるべき地域金融機関の役割を果たしているのを感じています。また、金融機関の再生は、「生産性向上」が最優先であり、本来あるべき地域金融機関の役割を果たしているのを感じています。つきましては、貴局（事務局）に対し次の通り要請するとともに、本会にも意見具申されるようお願いいたします。
- 金融機関の12月30日の休日の実現に努力すること。

以上

近畿財務局大津財務事務所には、以下の5項目について要請しました。

- 地域金融機関の再編一統合を促進するための独立禁止法の特例法を来年の通常国会へ提出しないこと。
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、リスク商品やカードローンなどの推進については、地域金融機関に対して目標設定をしないよう指導されること。
- 県境を越えた統合により名前や組織形態を変えて地域金融機関が存続し続けること、地域経済の再生に貢献する保証はありませぬ。
- 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行えるような環境づくりを指導すること。
- 金融機関の12月30日の休日の実現に努力すること。

以上

# 住民の命守れ！実弾演習するな！オスプレイはいらない！ 日米合同演習反対 12・1あいは野大集会



## あいは野に市民ら 300人が集まり抗議



12月1日13時20分、高島市今津町の住吉公園において「日米合同演習反対12・1あいは野大集会」が開催されました。

集会は、「ふるさとをアメリカ軍に使わせない滋賀県連絡会」の主催で開催され、約300人が参加され、滋賀銀行従業員組合からは中島委員長他7名の先輩組合員が参加しました。

## 日本共産党参議員 井上哲士氏が基調報告

集会は、岡本恭治ふるさとをアメリカ軍に使わせない滋賀県連絡会代表の主催者挨拶で始められ、NOB ASE沖繩とつながる京都の会共同代表で元京都沖繩県人会会長大湾宗則氏が激励挨拶をされ、つぎに日本共産党参議院国会対策委員長・外交防衛委員会所属の



基調報告をされる井上哲氏

井上哲士氏が基調報告をされました。  
オスプレイ訓練は沖繩の負担軽減はゴマカシ

井上氏は、はじめに「今回の合同演習は米軍と一緒に戦争する訓練である」、「政府は、オスプレイ訓練は沖繩の負担軽減だと言っているが全くのゴマカシである。オスプレイには重大な欠陥があり極めて危険な訓練である。これらの根源に日米地位協定がある」と指摘し、「9条改憲をすすめる安倍政権を打倒しよう」と呼びかけられました。

## 大阪、三重、京都の各団体から連帯の挨拶

つぎに、植田保二安保破棄・諸要求貫徹大阪実行委員会代表幹事、田中茂二郎オスプレイ来るな！三重県民の会事務局長、片岡明京都平和委員会理事長のみなさんから連帯の挨拶をうけメッセージ等の紹介の後、



森脇徹氏は、銃弾・砲弾事故個所などのパネルを示しながら、事故への地元区長の怒りの声を紹介し、この日米合同演習の中止を呼びかけました。

最後に、集会宣言を採択し、シュプレヒコールと「ふるさと」を合唱し集会を終わりました。

集会終了後、デモ行進を行い「日米合同演習反対！」「実弾演習はするな！」「日米にオスプレイはいらない」などのシュプレヒコールを行いました。（新聞は演習の様態を伝える滋賀民報紙）

## 現代資本主義をどう捉えるか

12月15日、金融・労働研究ネットワークが主催する（月例）研究会に中島委員長が参加され、執行委員会で概要の報告を受けました。

同日の研究会では「現代資本主義をどう捉えるか」をテーマに高田太久吉氏（中央大学名誉教授）が報告されました。高田氏は、経済の金融化の視点から「現代資本主義」を考察されています。

◆「経済」19/11月号参照とされている。高田氏は、この報告の「あとがき」でリーマンショックを契機とする世界不況と、これが誘発した国際的政治危機を背景に、現代資本主義が重大な歴史的岐路に

●立っているという認識が広がった。その際、資本主義の危機の内容は、ゼロ金利に象徴される成長至上主義の限界、急激に高度化する文明と地球環境および人間社会との衝突、社会的統合性と両立し得ない格差拡大

限られた紙面であり、報告レジュメの見出しのみを紹介します。機会を見て委員長に報告してもらいます。

1. 現代資本主義を理論的・歴史的・世界的にとらえる必要性。  
2. 「現代資本主義」の時

性

私はい、この報告から、現在の世界と日本の経済の現実を見た時、加えて地域金融機関の置かれている現状を見た時、氏の指摘する「経済の金融化」が決して理論の世界でなく、現実の問題として経済秩序を崩壊し、人類の生存そのものを脅かしつつある事への危機感を持つものです。（丁）

